平成 31 年 2 月 8 日

神奈川県知事 黒岩 祐治様

神奈川県情報公開審査会 会 長 金 子 正 史

行政文書非公開処分に関する審査請求について (答申)

平成 30 年 4 月 13 日付けで諮問された特定負担金の拠出根拠文書不存在の件 (その 2) (諮問第 809 号) について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定負担金の拠出に係る根拠文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1)審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成30年2月15日付けで、神奈川県知事(以下「知事」という。)に対して、実施機関が特定事業に係る費用を負担する根拠となる文書(以下「本件対象文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年3月1日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3)審査請求人は、平成30年3月6日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第19条第3項が規定する依頼に基づき当審査会に提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書の特定について
 - ア 平成19年2月16日に行われた特定協議において、実施機関の職員が、特定事業については何らかの負担をしなければならないと考えている旨発言している。かかる発言は、その根拠となる本件対象文書(以下「特定職員発言根拠文書」という。)が存在しなければ成し得ないものであることから、本件対象文書が存在するはずである。
 - イ また、以下の文書が本件対象文書として特定されるべきである。
 - (ア) 特定検討会の打合せの時に、特定市が特定会社の誘致にあたり、特定 連絡会の組織拡充は実施機関が主体となって取り組む旨発信している文 書(以下「特定連絡会組織拡充発信文書」という。)。

- (イ) 平成18年4月及び同年7月に知事が特定会社を訪問した際の文書(以下「知事訪問文書」という。)。
- (ウ) 平成19年1月31日付けで特定会社と実施機関が取り交わした確認書 (以下「本件確認書」という。)。

(2) その他

ア 特定会社から知事に対して特定のまちづくりに係る要請がなされている が、当該要請がなされた文書の公開を求める。

イ 実施機関は、本件対象文書が存在するとすれば、保存期間が5年となる ため、既に公開請求の対象となる行政文書に該当しない旨説明するが、前 記(1)アに掲げる実施機関の職員の発言は、非常に重いものであり、また、 現在、実施機関及び特定2市の間で特定事業に係る負担金について協議を 行っていることにかんがみれば、保存期間を5年と定めることに問題があ る。

4 実施機関(県土整備局都市部都市計画課)の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に 基づき整理すると、本件対象文書を不存在とした本件処分の理由は、おおむね次 のとおりである。

- (1) 実施機関が行う負担金の支出について
 - ア 実施機関が、本件請求の対象となった特定事業と同様の負担金を支出する際、通常、当該負担金を支出する根拠となる法令、要綱等が存在する場合は、それに従って支出するものであるが、法令、要綱等が存在しない場合には、負担金を支出する必要性を踏まえ、関係機関と協議を行い、その負担金割合を決定し、当該関係機関と協定等を締結した上で、負担金を支出するものである。このことから、負担金を支出する根拠となる法令、要綱等が存在しない場合において、負担金を支出する根拠となるのは、関係機関と締結する協定等である。
 - イ これを本件請求の対象となった特定事業の負担金(以下「本件負担金」という。)についてみると、本件負担金は、支出する根拠となる法令、要綱等は存在しない。また、本件請求時においては、本件負担金を支出するか否か

を含めて、関係機関の間で協議を行っている最中であり、協定等の締結には 至っていない段階であった。このため、本件負担金を支出する根拠となる協 議等に関する文書は存在しないことから、本件対象文書は不存在となるもの である。

(2) 審査請求人が本件対象文書として特定すべきと主張する文書について 審査請求人が本件対象文書として特定すべきとする特定職員発言根拠文書、 特定連絡会組織拡充発信文書、知事訪問文書及び本件確認書については、前記 (1)のとおり、負担金を支出する根拠となる法令、要綱等又は本件負担金を支 出する根拠となる協議等に関する文書ではないことから、本件対象文書に該当 しない。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要 領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員による口頭 説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書の存否について

ア 当審査会が確認したところ、実施機関が本件請求の対象となった特定事業 と同様の負担金を支出する際、当該負担金を支出する根拠となる法令、要綱 等があれば、それらが負担金を支出する根拠となり、本件対象文書に該当す ることが認められる。

他方、負担金を支出する根拠となる法令、要綱等が存在しなければ、実施機関が説明するとおり、関係機関と協議を行って負担金割合を決定し、関係機関と協定等を締結した上で負担金を支出することになることが認められる。したがって、かかる場合における負担金を支出する根拠は、関係機関との間で締結される協定等に係る文書であり、当該文書が本件対象文書に該当すると認められる。

イ 以上を前提に、これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、 本件負担金については支出する根拠となる法令、要綱等は存在しないことが 認められる。したがって、かかる場合にあっては、関係機関で締結する協定 等が本件対象文書に該当することになるが、当審査会が確認したところ、本件請求時にあって、実施機関は、本件負担金を支出するか否かを含めて関係機関と協議を行っており、未だ協定の締結には至っていない段階であったことが認められる。よって、本件対象文書は不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(2) 審査請求人が本件対象文書として特定すべきとする文書について

審査請求人は、前記3(1)ア及びイのとおり、特定職員発言根拠文書、特定連絡会組織拡充発信文書、知事訪問文書及び本件確認書が本件対象文書に該当する旨主張するが、前記(1)イのとおり、本件にあって、本件対象文書となり得るのは、実施機関と関係機関との間で締結される協定等である。

したがって、審査請求人が本件対象文書に該当する旨主張するこれらの文書について、本件対象文書に該当しないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(3) その他

- ア 審査請求人は、特定のまちづくりに関して、特定会社から知事に対してな された要請に係る文書を公開すべき旨主張するが、外形上も、これらの文 書が本件請求の趣旨に合致するものとは認められない。このような主張は、 本件処分の取消しを求める審査請求において、新たな行政文書の公開請求 を行っているに等しいことから、本件処分を取り消す審査請求の理由とな るものではないことは明らかである。
- イ 審査請求人は、実施機関において文書の保存期間の設定が適切に行われていない旨主張しているが、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、かかる審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容	
平成 30 年 4 月 17 日	○ 諮問	
11月28日 (第190回部会)	○ 審議	
12月6日	○ 指名委員により実施機関の職員から非 等理由説明を聴取	丰公開
12月13日	○ 条例第 19 条第 3 項の規定に基づき審3 人に対して意見書の提出を依頼	
12月20日	○ 条例第 19 条第 3 項が規定する依頼に 審査請求人から提出された意見書を収受	基づき
12月20日 (第191回部会)	〇 審議	
平成 31 年 1 月 28 日 (第 192 回部会)	○ 審議	

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職	備	考
板 垣	勝彦	横浜国立大学	大学院准教授	部	会 員
市川	統 子	弁護士(神奈)	川県弁護士会)	部	会 員
入江	直子	元神奈川	大学教授	部	会 員
柿 崎	環	明治大	学教授		
金子	正 史	元同志社大学	学大学院教授		長 長を兼ねる)
交 告	尚 史	法政大学	大学院教授	会長	職務代理者
遠 矢	登	弁護士(神奈)	川県弁護士会)		

(平成31年2月8日現在) (五十音順)